

岩見沢市立総合病院 院内保育園運営管理業務委託プロポーザル募集要項

1. 趣旨

岩見沢市立総合病院院内保育園における運営管理業務を委託するにあたり、公募型プロポーザルにより事業者から企画提案を受け、最も適切な者を当該業務の受託者として選定することを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

岩見沢市立総合病院院内保育園運営管理業務

(2) 業務内容

岩見沢市立総合病院院内保育園運営管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 運営委託期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日（60ヶ月）

※本委託業務は地方自治法第234条の3の規定及び岩見沢市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約とする。

また、翌年度以降において、この契約に係る歳出予算について削除または減額があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、解除により生じた損害の賠償を本市に請求することができない。

3. 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、本委託業務の優先交渉権者等を選定するために岩見沢市立総合病院院内保育園運営管理業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

4. 受託者の選定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。

審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、候補者を選定する。

なお、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後、候補者と岩見沢市立総合病院は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進むものとする。ただし、交渉が整わない場合は、審査により順位付けを行った上位の者から順に改めて契約締結の交渉を行う。

5. 参加者の資格要件

本業務に関するプロポーザル参加者は、令和2年10月1日現在において、下記に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 北海道内に本店又は支店もしくは営業所等を有すること。

- (2) 法人等を設立して5年以上経過しており、財務状況、損益状況および資金状況が良好で契約を締結する能力を有するものであること。
- (3) 認可保育施設又は認可外保育施設の運営実績（業務委託契約による運営を含む。）が3年以上あり、現在も継続していること。
- (4) 当該院内保育園運営管理業務受託者として選定された場合、院内保育園に併設の病児保育施設の運営管理業務を別途受託することが可能であること。なお、病児保育又は病後児保育業務の受託実績があることが望ましい。
※参照 別紙 1 岩見沢市病児保育事業概要（案）
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 国税および地方税の滞納がないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定により再生手続き開始の申し立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続き開始の申し立てをされた者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続き開始の申し立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続き開始の申し立てをされた者でないこと。
- (9) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成11年法律第225号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下でないこと。

6. 募集要項等の交付期間及び交付場所

- (1) 交付期間 令和2年11月12日～11月26日
（土・日・祝日を除く。）
※交付時間は、午前9時から午後5時まで
- (2) 交付場所 〒068-8555 岩見沢市9条西7丁目2番地
岩見沢市立総合病院 事務部管理課庶務係
- (3) 交付方法 交付場所において直接交付し、郵送による交付はいたしません。
また、岩見沢市立総合病院ホームページからダウンロードすることができます。
（ホームページアドレス <http://www.iwamizawa-hospital.jp>）

7. 院内保育所の施設概要

- (1) 施設構造 木造1階平屋建て
- (2) 延べ面積 約201㎡
- (3) その他 病児保育施設併設
施設見学可。施設詳細については別紙2及び3の図面を参照すること。

8. 質問及び回答

質問は質問書（様式第1号）の提出により行うこと。口頭による質問は受け付けない。

(1) 質問書の提出

- ① 提出期限 令和2年12月8日（火）

持参する場合は、土・日・祝日を除く各日の午前9時から午後5時まで

② 提出先 岩見沢市立総合病院 事務部管理課庶務係

③ 提出方法 持参、または郵送で提出すること。

郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

(2) 質問書の回答

質問に対する回答は、令和2年12月10日（木）までに、質問者及び参加表明者全員に通知する。

9. 手続き等（参加意思表明書、提案書等の提出）

(1) 参加意思表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、下記の書類を提出すること。

①提出書類

ア プロポーザル参加意思表明書（様式第2号）

イ 法人の登記事項証明書又はその写し（申請日前3ヶ月以内に交付されたもの）

ウ 定款の写しならびに法人等の運営および組織に関する書類

エ 財務諸表（貸借対照表および損益計算書） ※直近のもの

オ 納税証明書（課税されていない分は必要なし。）

(ア) 市民税（直近の事業年度のもの）

※本社所在の市役所等で発行されるもの

(イ) 事業所税（直近の事業年度のもの）

(ウ) 法人税ならびに消費税および地方消費税に未納の税額がない証明又はその写し

②提出期限

令和2年12月4日（金）

持参する場合は、土・日・祝日を除く各日の午前9時から午後5時まで

③提出方法

「プロポーザル参加意思表明書」と明記した封筒に①の書類を同封し、事務局へ持参するか郵送（書留郵便に限る）提出するものとする。

④提出先

〒068-8555 北海道岩見沢市9条西7丁目2番地

岩見沢市立総合病院 事務部管理課庶務係

⑤提出部数

1部

(2) 企画提案書類の提出

参加表明をした者は、下記の書類を提出すること。

①提出書類

ア プロポーザル提案書[表紙]（様式第3号）

イ プロポーザル提案書 (ア) 様式第4号、(イ) 様式第5号、(ウ) ~ (ク) 任意様式

(J) 様式第6・7号、

- (ア) 会社の概要（会社の業務概要、経営基盤、経営方針など）
- (イ) 保育の運営管理業務等の受託実績（認可保育施設運営管理業務の受託実績など）
- (ウ) 委託業務運営基本方針（保育理念、保育園運営に対する基本的な考え方など）
- (エ) 保育内容（保育内容、保育指導計画、保育の評価体制など）
- (オ) 組織体制（具体的な職員確保策、職員配置体制、職員の研修体制など）
- (カ) 安全衛生、健康管理（危機管理体制、乳幼児や職員の健康管理、清掃など衛生管理体制）
- (キ) 利用者及び病院との調整（利用者の要望やクレーム対処方法、病院との連携など）
- (ク) 独自性（運営に関する独自の事業と特色等、アピールポイント）
- (ケ) 病児保育施設運営管理（病児保育施設との一体的で効果的な運営）
- (コ) 委託料概算見積書及び積算内訳

※提案書作成にあたっては、別紙4「見積もり条件」及び、別紙5「プロポーザル企画提案書作成要領」を参照すること。

②提出期限

令和2年12月15日（火）

持参する場合は、土・日・祝日を除く各日の午前9時から午後5時まで

③提出方法

「プロポーザル提案書在中と明記した封筒に①の書類を同封し、事務局へ持参し、又は郵送するものとする。

④提出先

プロポーザル参加意思表明書と同様

⑤提出部数

正本1部、副本11部（コピー可）

⑥その他

提出書類は、A4サイズ縦長（折り込み可）、横書き、左綴りとし、ページ番号を付すること。

10. プレゼンテーション

(1) 開催日時及び場所

開催日時 令和2年12月下旬

開催場所 岩見沢市立総合病院2階 講堂

(2) 説明時間

プレゼンテーションの時間配分は1者20分以内とする。プレゼンテーション終了後、審査委

員からの質疑時間を10分設ける。

(3) 出席者

説明者を含め3名以内とする。

(4) その他

プロジェクターおよびスクリーンは病院側で準備する。

11. 審査

審査委員会では、別に定める「岩見沢市立病院院内保育園運営管理業務委託プロポーザル審査要領」に基づき審査を行う。

12. 審査結果

審査結果は、審査委員会における審査終了後、全ての参加者に文書で通知する。

13. 提出書類の取扱い

(1) 提出された書類は、病院内及び審査委員会での使用に限って必要に応じ複写する。また、提出された書類は返却しない。

(2) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはない。

14. その他

(1) 参加申し込みに関する書類提出後に参加を辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。なお、辞退することによって、今後の岩見沢市立総合病院との契約等について不利益な取扱いをするものではない。

(2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とする。

(3) 郵送にて書類を提出する場合は受付期間中の必着とし、郵便事故等のリスクは申請者の負担とする。

(4) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合がある。

①提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

②審査委員、市職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

15. 問い合わせ先

〒068-8555 岩見沢市9条西7丁目2番地

岩見沢市立総合病院 事務部管理課庶務係（担当：永澤）

TEL 0126-22-1650（内線1264） FAX 0126-25-0886

E-Mail h-syomu@i-hamanasu.jp